

1 級

1	イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
	ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
	ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
	ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障がいがあるもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両上肢のすべての指の機能に著しい障がいがあるもの
6	両下肢の機能に著しい障がいがあるもの
7	両下肢を足関節以上で欠くもの
8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいがあるもの
9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
10	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
11	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの



2 級

1	イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
	ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
	ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
	ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3	平衡機能に著しい障がいがあるもの
4	そしゃくの機能を欠くもの
5	音声又は言語機能に著しい障がいがあるもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障がいがあるもの
8	一上肢の機能に著しい障がいがあるもの
9	一上肢のすべての指を欠くもの
10	一上肢のすべての指の機能に著しい障がいがあるもの
11	両下肢のすべての指を欠くもの
12	一下肢の機能に著しい障がいがあるもの
13	一下肢を足関節以上で欠くもの
14	体幹の機能に歩くことができない程度の障がいがあるもの
15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの